

# 生活交通ネットワーク計画

○計画期間 平成25年度から平成27年度

○生活交通ネットワーク計画の名称

「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江田島市の公共交通は、住民の生活圏が広島市や呉市におよんでいることから、必然的に航路が基軸を担い、市内の主要拠点間の移動を路線バスが担っている状況である。しかし、近年の人口減少やマイカー利用の増加等により、公共交通の利用者は減少傾向にある。

バスの路線体系については、現在市内を運行している江田島バス(株)が、路線一元化前の呉市交通局、能美バス(株)の路線を引き継いでおり、幹線、枝線のメリハリが不明確な状況である。また、路線はあるものの、利用者の活動にマッチしていない部分もあり、利用者が伸びない一因となっている。

一方、市内にはマイカーが無ければ移動に不便を生じる地域が多く存在しており、高齢化等によりマイカーを利用できない方を中心に、通院・買物等における移動手段確保のニーズが高まりつつある。このため、移動ニーズ等により幹線・枝線を明確化し、路線バスで対応できない部分についてはタクシー等の活用を含めた検討を実施することとした。

(江田島北部地区デマンドタクシー)

当該地区においては、地域内を経由する路線バス(小用～切串～大須線)が運行していたが、主に小中学生の通学に合わせた運行ダイヤであったため、10時～14時の運行が全くなく、棧橋や医院への移動手段がタクシーのみという状況にあった。

このため、路線バスをスクールバスとして運行し、代わりにデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、住民の地域内での移動ニーズに応えるとともに、公共交通空白地域の住民が切串西沖棧橋(広島行きフェリー)へと乗り継げるように、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

(沖美(北部・南部)地区デマンドタクシー)

当該地区においては、地域内を経由する路線バス(沖美線)が運行しているが、運行距離に対して利用者が少なく、日中の便数が少ないため、地区住民の移動ニーズを十分に満たすことができない状況にあった。

このため、路線バスを朝夕のみの運行とし、日中はデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、住民の地域内での移動ニーズに応えるとともに、公共交通空白地域の住民が三高棧橋や中町棧橋(広島行きフェリー・高速船)へと乗り継げるように、広域的な移動

ニーズに応えることを目的とする。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 目標

路線バスに代わる新たな公共交通として、栈橋や医療機関、商業施設など住民の移動ニーズに細やかに対応した交通機関となるべく、航路や路線バスとの乗り継ぎを可能にするダイヤを設定するなど、住民の活動機会の創出を図る。

このため、利用者の増加を目指して利用促進を図り、収支率20%を目標とする。

### (2) 効果

当該路線を維持・確保することで、地域内の通院や買物など高齢者の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、栈橋で広島行き航路（フェリー・高速船）との接続により、広島市への移動手段の確保及び高齢者の外出機会の創出に繋がる。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付

○運行の態様) デマンドタクシー

江田島北部線①

①運行予定の時刻表

8:00～14:30の間に4便運行

②運行日

毎週月・水・金曜日 ※祝日及び年末年始（12/28～1/3）を除く

③運行予定者決定の経緯

地元タクシー業者への影響を考慮し、また電話受付のノウハウや地元を熟知していることなどを総合的に判断し、県タクシー協会江能支部と協議して決定。

④運賃

1回 大人300円 小人・**障害者**150円

⑤運行系統キロ

12キロ

⑥1回当たりサービス提供時間

2.2時間

赤字は協議会承認後追加

## 江田島北部線②

### ①運行予定の時刻表

6：00～8：00の間に3便運行、16：30～21：00の間に4便運行

### ②運行日

毎日

### ③運行予定者決定の経緯

地元タクシー業者への影響を考慮し、また電話受付のノウハウや地元を熟知していることなどを総合的に判断し、県タクシー協会江能支部と協議して決定。

### ④運賃

1回 大人300円 小人・障害者150円

定期券 運賃×2×30×0.7（大学生0.6、高校生0.5、中学生0.4）

### ⑤運行系統キロ

5キロ

### ⑥1回当たりサービス提供時間

0.7時間

## 沖美北部線

### ①運行予定の時刻表

8：30～14：30の間に4便運行

### ②運行日

毎週月・水・金曜日 ※祝日及び年末年始（12/28～1/3）を除く

### ③運行予定者決定の経緯

地元タクシー業者への影響を考慮し、また電話受付のノウハウや地元を熟知していることなどを総合的に判断し、県タクシー協会江能支部と協議して決定。

### ④運賃

1回 大人300円 小人・障害者150円

### ⑤運行系統キロ

14キロ

### ⑥1回当たりサービス提供時間

2.1時間

## 沖美南部線

### ①運行予定の時刻表

7：30～16：30の間に4.5便運行

### ②運行日

毎週月～土曜日 ※祝日及び年末年始（12/28～1/3）を除く

③運行予定者決定の経緯

地元タクシー業者への影響を考慮し、また電話受付のノウハウや地元を熟知していることなどを総合的に判断し、県タクシー協会江能支部と協議して決定。

④運賃

1回 大人300円 小人・障害者150円

※大柿方面への乗降の場合は600円（300円）

⑤運行系統キロ

25キロ

⑥1回当たりサービス提供時間

2.0時間

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

・地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表2」添付

5. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

・地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表5」添付

※向こう3年間変更なし

8. 車両の取得に係る目的・必要性

・車両の取得を行わないため記載なし

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

・車両の取得を行わないため記載なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

・車両の取得を行わないため記載なし

## 1 1. 協議会の開催状況と主な議論

江田島市における公共交通の課題解決に向けての協議を行うため、江田島市公共交通協議会（委員は、交通事業者、住民代表、学識経験者、国・県・市等で構成）を開催しています。

### ○平成21年度

- ・第1回 平成21年7月7日  
協議会の設立、連携計画策定方針の確認、市内公共交通の現状・課題などについての意見交換など
- ・第2回 平成21年10月9日  
交通空白不便地域モデル地区の選定と三高・大須～宇品航路の現状についての協議
- ・第3回 平成21年11月25日  
交通空白不便地域モデル地区の選定と航路の合理化・効率化についての協議
- ・第4回 平成21年12月25日  
交通空白不便地域モデル地区の決定と航路の合理化・効率化についての協議
- ・第5回 平成22年1月28日  
江田島市地域公共交通総合連携計画（素案）と地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）についての協議
- ・第6回 平成22年2月23日  
江田島市地域公共交通総合連携計画についての協議
- ・第7回 平成22年3月25日  
江田島市地域公共交通総合連携計画の策定や江田島市地域公共交通活性化・再生事業計画の認定申請などについて協議

### ○平成22年度

- ・第1回 平成22年5月27日  
秋月～呉中央航路の現状についての報告、平成21年度決算・平成22年度予算及び平成22年度事業計画についての協議
- ・第2回 平成22年8月5日  
交通空白不便地域モデル地区における運行計画案についての協議
- ・第3回 平成22年9月28日  
秋月～呉中央航路における社会実験運航後の方針についての協議
- ・第4回 平成23年1月31日  
西能美航路の合理化・効率化及び交通空白不便地域への移手段確保に係る中間報告、地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価（案）についての協議
- ・第5回 平成23年2月21日  
西能美航路の合理化・効率化に伴う実証運航後の方針と、交通空白不便地域への移

動手段確保に伴う実証運行後の方針についての協議

○平成23年度

- ・第1回 平成23年6月2日  
平成22年度の歳入歳出決算、平成23年度予算及び平成23年度事業計画についての協議
- ・第2回 平成23年9月27日  
陸上交通の再編について協議と、今年度に計画されている事業の進捗状況と大須～宇品航路についての報告
- ・第3回 平成24年1月13日  
陸上交通（路線バスなど）の再編についてと、大須～宇品（フェリー）航路廃止に伴う代替交通手段について協議
- ・第4回 平成24年2月29日  
三高～宇品航路の存続や今後の海上交通協議方針について、また、予約型乗合タクシー「おれんじ号」の運行見直しや大須地区陸上代替交通手段について協議

○平成24年度

- ・第1回 平成24年5月23日  
大須地区社会的実験運行と生活交通ネットワーク計画（案）についての協議  
※生活交通ネットワーク計画について合意

## 12. 利用者等の意見の反映状況

○平成22年1月から2月にかけて、デマンドタクシー導入地区において住民との意見交換会を開催（計4回）

- ・沖美地区における交通分岐点についての意見を反映
- ・予約制や均一運賃の意見を反映

○平成22年9月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計19回）

- ・予約手順を分かりやすくしたものとの要望をチラシに反映
- ・シーサイド温泉のうみへの運行要望について、後のダイヤ改正により反映
- ・小用まで行きたいという要望について、後のダイヤ改正により反映

○平成22年11月から12月にかけて、利用登録者を対象にアンケート調査を実施

- ・運行曜日に対する意見を反映
- ・前日予約に対する不満に対し、当日1時間前予約に変更
- ・路線バスとの接続の意見を反映

○平成23年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計6回）

- ・利用方法の弾力化に対する意見を反映
- ・大柿町の病院へ行きたいという要望を、後のダイヤ改正により反映

○平成24年3月に、デマンドタクシー導入地区において住民説明会を開催（計12回）

- ・大柿町の病院へ行くダイヤに対する意見について、今後協議を行う
- ・大型商店で買い物できるダイヤに対する意見について、今後協議を行う
- ・土日運行の意見に対し、土曜日の運行を追加

○今後の意見募集計画等について

平成24年度上期に市内全域を対象としたアンケート調査（抽出方式）を実施し、住民の行動実態や移動ニーズを把握し、今後の運行内容の見直し等を、路線バスを含めて行う予定である。

### 13. 協議会メンバーの構成

区分	役職	備考
学識経験者その他協議会が必要と認める者	県立広島大学 名誉教授	
	広島商船高等専門学校 教授	
一般旅客自動車運送事業者	江田島バス株式会社 代表取締役社長	
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	江田島バス株式会社 従業員代表	
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会 会長	
一般旅客定期航路事業者の船員の代表	瀬戸内シーライン(株) 船員代表	
タクシー事業者	広島県タクシー協会江能支部長	
利用者又は住民代表者	江田島市自治会連合会長	
	江田島市老人クラブ連合会長	
	江田島市社会福祉協議会長	
	江田島市女性会連合会長	
	江田島市観光協会会長	
国土交通省中国運輸局長又はその指名する者	中国運輸局海事振興部旅客課長	
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局首席運輸企画専門官	
広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局地域政策総務課長	
広島県警察江田島警察署長の指名する者	江田島警察署地域交通課長	
江田島市議会議長の指名する者	市議会産業建設常任委員会委員長	
	市議会交通問題調査特別委員会委員長	
江田島市副市長	江田島市副市長	
江田島市総務部長	江田島市総務部長	
道路管理者	江田島市土木建築部長	

※向こう3年間メンバー等の変更なし

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【平成25年度】

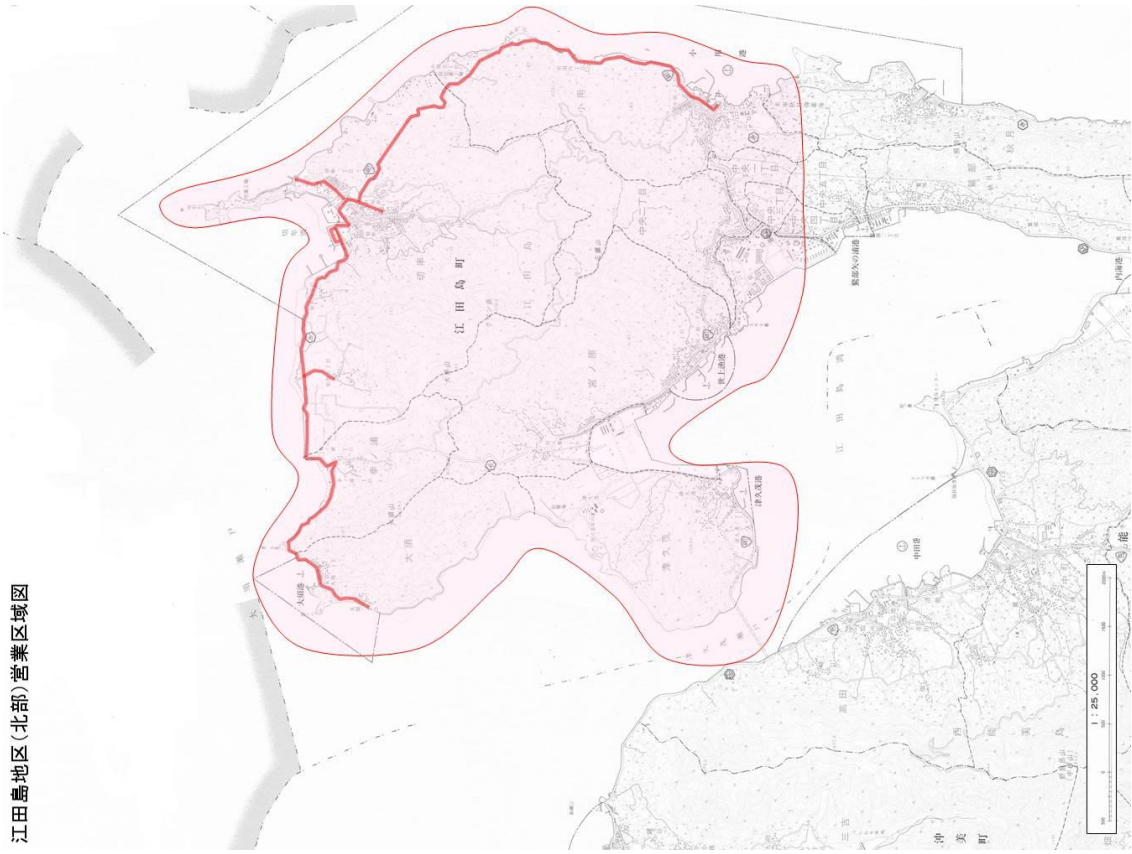
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダー の別	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等と接続 確保策	基準②で該 当する要件
広島県	(株)江田島タクシー	江田島北部線①	地域内フィー ダー	1,061.5 千円	②(1)	上村汽船(株)・瀬戸内シーライ ン(株) 乗り継ぎに適したダイヤの設 定	②
		江田島北部線②	地域内フィー ダー	1,410.5 千円	②(1)	上村汽船(株)・瀬戸内シーライ ン(株) 乗り継ぎに適したダイヤの設 定	①
江田島市	三高タクシー	沖美北部線	地域内フィー ダー	1,479.0 千円	②(1)	江田島汽船(株)・江田島市企 業局 乗り継ぎに適したダイヤの設 定	②
		沖美南部線	地域内フィー ダー	2,827.0 千円	②(1)	江田島汽船(株)・江田島市企 業局 乗り継ぎに適したダイヤの設 定	②
合 計				6,778 千円			

(注)

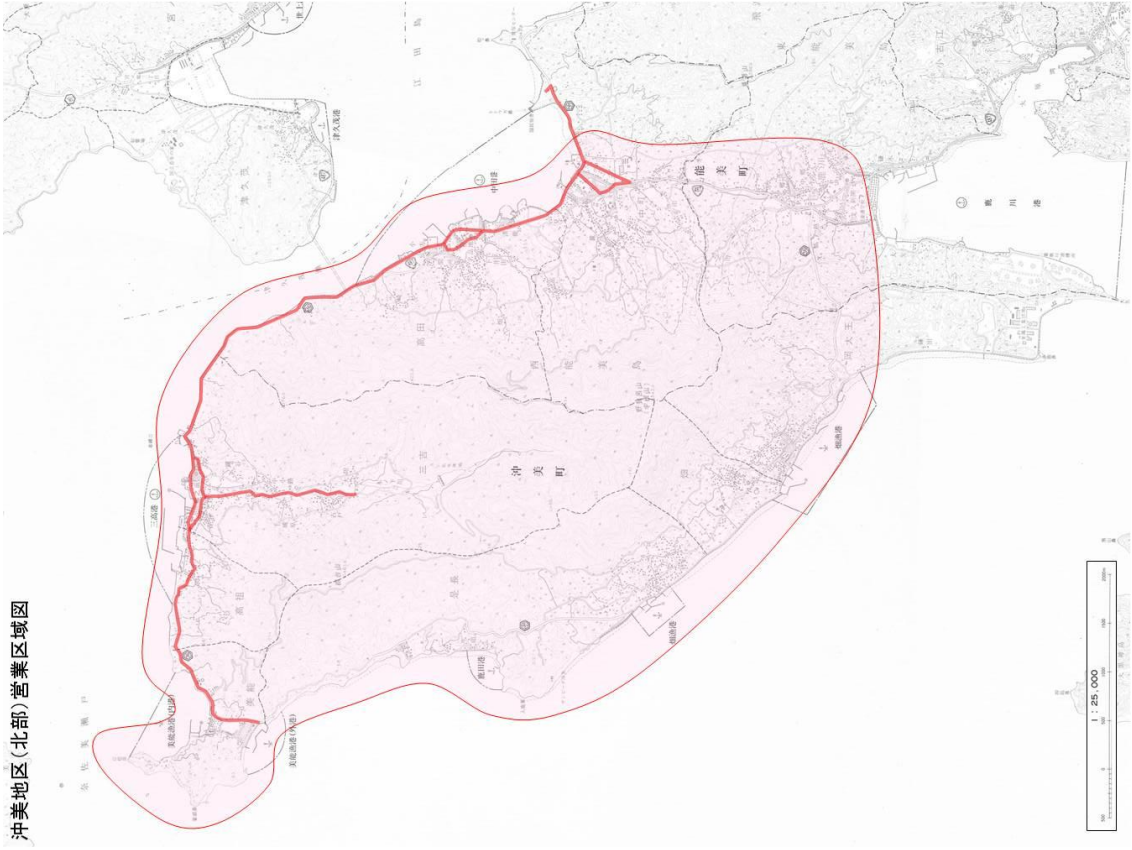
1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについで記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。



江田島地区(北部)営業区域図



沖美地区(北部)営業区域図



冲美地区(南部)営業区域図

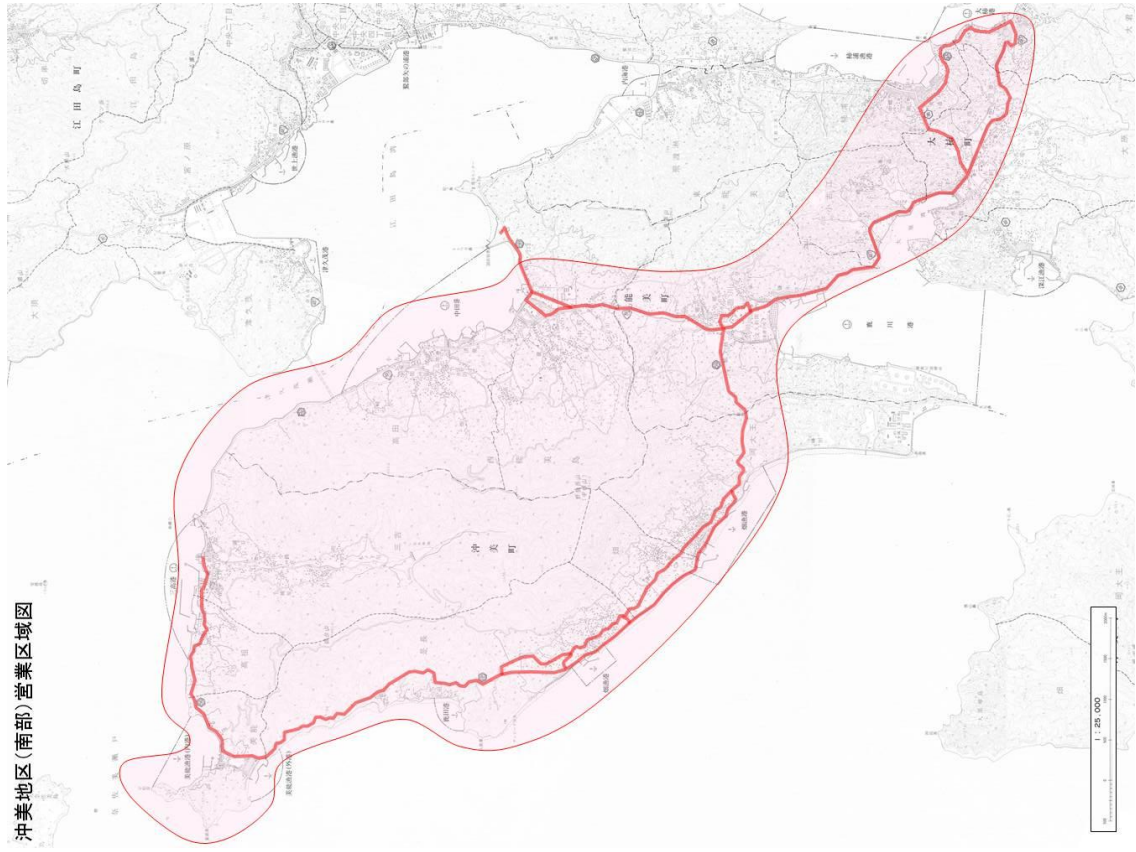


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	株式会社江田島タクシー	平成25年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	354千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	354千円
	営業費用	5,299千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,299千円
	営業損益	▲4,945千円	営業外損益	0千円	経常損益	▲4,945千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 3134.9	経常収支率		6.68%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
西中国	1,690円.43銭	2,699円.31銭	1,690円.43銭	112円.92銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
西中国	1	江田島北部線①	大須	江田島町	小用	153日	4回	2.2時間	0.0時間	0.0時間	100%	1,346.4時間
	2	江田島北部線②	大須	江田島町	小用	365日	7回	0.7時間	0.0時間	0.0時間	100%	1,788.5時間
						日	回	0.0時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
						日	回	0.0時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
合計	系統							2.9時間	0.0時間	0.0時間		3,134.9時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×フ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×フ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
西中国	1	2,275,994円	152,035円.48銭	2,123,958円	2,123,958円	2,123千円	1,061.5千円		
	2	3,023,334円	201,957円.42銭	2,821,376円	2,821,376円	2,821千円	1,410.5千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0千円	0.0千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0千円	0.0千円		
合計		5,299,328円	353,992円.90銭	4,945,334円	4,945,334円	4,944千円	2,472千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
西中国	1	2,123,959円										
	2	2,821,376円										
		0円										
		0円										
合計		4,945,335円	4,945,335円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ス）に記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ラ）については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 計画サービス提供時間は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 補助対象経費の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 補助対象経費の1/2の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 補助対象期間の前々年度の損益状況の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	三高タクシー	平成25年度
------	--------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	154 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	154 千円
	営業費用	3,112 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,112 千円
	営業損益	▲ 2,958 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 2,958 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1285.2	経常収支率	4.95 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
西中国	2,421円.41銭	2,699円.31銭	2,421円.41銭	119円.82銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間		
			発地	営業区域	着地									
西中国	3	沖美北部線	美能	沖美町能美町	中町	153 日	4 回	2.1時間	0.0時間	0.0時間	100%	1,285.2時間		
										0.7時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
										0.0時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
										0.0時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
合計	系統						2.8時間	0.0時間	0.0時間		1,285.2時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×フ以下の額:カ	テ×フ以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
西中国	3	3,111,996円	153,992円.66銭	2,958,003円	2,958,003円	2,958千円	1,479.0千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0千円	0.0千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0千円	0.0千円		
合計		3,111,996円	153,992円.66銭	2,958,003円	2,958,003円	2,958千円	1,479千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
西中国	3	2,958,003円												
		0円												
		0円												
		0円												
合計		2,958,003円	2,958,003円	円	%	円	%	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ス）に記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ラ）については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 計画サービス提供時間は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 補助対象経費の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 補助対象経費の1/2の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 補助対象期間の前々年度の損益状況の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	有能美タクシー	平成25年度
------	---------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	298千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	298千円
	営業費用	5,952千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	5,952千円
	営業損益	▲5,654千円	営業外損益	0千円	経常損益	▲5,654千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 2637.0	経常収支率	5.01%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
西中国	2,257円.11銭	2,699円.31銭	2,257円.11銭	113円.00銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
西中国	4	沖美南部線	三吉	沖美町 熊美町 大穂町	大君	293 日	4.5 回	2.0時間	0.0時間	0.0時間	100%	2,637.0時間
						日	回	0.7時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
						日	回	0.0時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
						日	回	0.0時間	0.0時間	0.0時間	0	0.0時間
合計	系統							2.7時間	0.0時間	0.0時間		2,637.0時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×フ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×フ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
西中国	1	5,951,999円	297,981円.00銭	5,654,018円	5,654,018円	5,654千円	2,827.0千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0千円	0.0千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0千円	0.0千円		
		0円	0円.00銭	0円	0円	0千円	0.0千円		
合計		5,951,999円	297,981円.00銭	5,654,018円	5,654,018円	5,654千円	2,827千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
西中国		5,654,018円											
		0円											
		0円											
		0円											
合計		5,654,018円	5,654,018円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ス）に記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ラ）については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 計画サービス提供時間は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 補助対象経費の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 補助対象経費の1/2の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 補助対象期間の前々年度の損益状況の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	江田島市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	27,031
交通不便地域	27,031

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
10,674	江田島町	過疎地域自立促進特別措置法
5,402	能美町	過疎地域自立促進特別措置法
3,393	沖美町	過疎地域自立促進特別措置法
7,562	大柿町	過疎地域自立促進特別措置法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

# 人口集中地区以外及び交通不便地域



- ・人口集中地区 なし
- ・交通不便地域 市内全域

※橙色の区域  
...デマンドタクシー運行区域